

YMアセット・バランスファンド

(安定タイプ)／(成長タイプ)

追加型投信／内外／資産複合

愛称: トリプル維新ファンド

(安定タイプ)／(成長タイプ)

※課税上は株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書(請求目論見書)

2025年3月15日

本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

本文書にかかる「YMアセット・バランスファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2024年9月13日に関東財務局長に提出しており、2024年9月14日にその届出の効力が生じております。

発行者名	ワイエムアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 畠山 晃一
本店の所在の場所	山口県下関市竹崎町四丁目2番36号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当ありません。

YMfg | ワイエムアセットマネジメント

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

YMアセット・バランスファンド（安定タイプ） 愛称：トリプル維新ファンド（安定タイプ）

YMアセット・バランスファンド（成長タイプ） 愛称：トリプル維新ファンド（成長タイプ）

（注1）以下「当ファンド」という場合、上記を総称して、またはそれぞれを指しているものとします。

（注2）上記を、それぞれ「安定タイプ」、「成長タイプ」という場合があります。

（注3）上記の総称を「YMアセット・バランスファンド 愛称：トリプル維新ファンド」とします。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付也没有。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

各ファンドについて10兆円を上限とし、合計で20兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

各ファンドについて、1万口当たり取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問い合わせ先（委託会社：ワイエムアセットマネジメント株式会社）

サポートダイヤル 083-223-7124

＜受付時間＞ 営業日の9:00～17:00

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.ymam.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

販売会社または委託会社にお問い合わせください。

- ・お電話によるお問い合わせ先（委託会社：ワイエムアセットマネジメント株式会社）

サポートダイヤル 083-223-7124

＜受付時間＞ 営業日の9:00～17:00

(7) 【申込期間】

2024年9月14日から2025年9月12日まで（継続申込期間）

（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8) 【申込取扱場所】

委託会社にお問合わせください。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社：ワイエムアセットマネジメント株式会社）
サポートダイヤル 083-223-7124
＜受付時間＞ 営業日の9:00～17:00
- ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.ymam.co.jp/>

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせください。）までに、取得申込金額を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10) 【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照ください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

① 受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。なお、販売会社によっては「安定タイプ」、「成長タイプ」の取扱いファンドが異なる場合があります。くわしくは販売会社にお問合わせください。

② 次のイ、およびロ、に掲げる日を申込受付日とする受益権の取得および換金の申込みの受付は行ないません。

イ、 ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日

ロ、 前イ、のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

※申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせください。

③ 委託会社の各営業日（※）の午後3時30分までに受付けた取得および換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日（※）の取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせください。

（※）前②の申込受付中止日を除きます。

④ 金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受付を中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消することができるものとします。

⑤ 当ファンドには、収益分配金を、税金を差引いた後に無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせください。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

⑥ 「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします（以下同じ。）。

⑦ 取得申込金額に利息は付きません。

⑧ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、内外の債券、株式および不動産投資信託証券（リート）に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

YMアセット・バランスファンド（安定タイプ）

YMアセット・バランスファンド（成長タイプ）

商 品 分 類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投 資 対 象 地 域	内外
	投資対象資産(収益の源泉)	資産複合
属 性 区 分	投 資 対 象 資 産	その他資産（投資信託証券（資産複合））
	決 算 頻 度	年1回
	投 資 対 象 地 域	グローバル（含む日本）
	投 資 形 態	ファンド・オブ・ファンズ
	為 替 ヘ ッ ジ	為替ヘッジあり（部分ヘッジ）

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注1) 商品分類の定義

- ・「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「内外」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
- ・「資産複合」…目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

(注2) 属性区分の定義

- ・「その他資産」…組入れている資産
- ・「資産複合」…目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの
- ・「年1回」…目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
- ・「グローバル」…目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファンド・オブ・ファンズ」…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
- ・「為替ヘッジあり」…目論見書において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり (部分ヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(資産複合))		アフリカ		
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
投資対象資産	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信（リート）	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMF
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMR F
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの
		その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの
		格付等クレジットによる属性	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの
	不動産投信		目論見書等において、主として不動産投信（リート）に投資する旨の記載があるもの
	その他資産		目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信（リート）以外に投資する旨の記載があるもの
	資産複合		目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの
	資産複合 資産配分固定型		目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
	資産複合 資産配分変更型		目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの
決算頻度	年1回		目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
	年2回		目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
	年4回		目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの
	年6回（隔月）		目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの
	年12回（毎月）		目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
	日々		目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの
	その他		上記属性にあてはまらないすべてのもの

投資対象 地域	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東（中東）	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
投資形態	ファミリーファンド	目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象インデックス	日経225	目論見書等において、日経225に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	TOPIX	目論見書等において、TOPIXに連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの

特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）をめざす旨の記載があるもの
	条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるもの
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの
	その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

<信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

ファンドの特色



複数の投資信託証券への投資を通じて、主として内外の債券、株式および不動産投資信託証券(リート)に投資します。

- 実質的に世界の債券、株式、リートに分散して投資を行なうことによりリスクの低減をめざします。
- 先進国の債券、株式に加えて新興国の債券、株式にも分散投資することにより世界経済全体の発展の恩恵を享受することをめざします。



外貨建の債券への投資にあたっては、為替ヘッジを行なうことを基本とします。

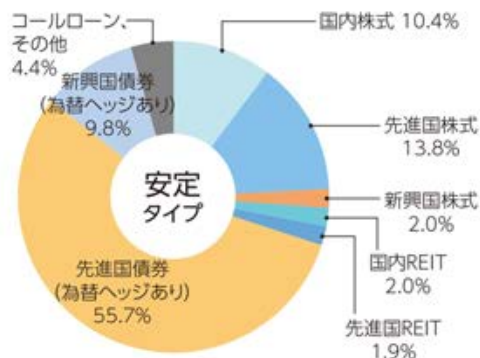
2

各資産への投資比率が異なる「安定タイプ」と「成長タイプ」の2つのタイプから選択できます。

各タイプの資産配分比率(2024年12月現在)

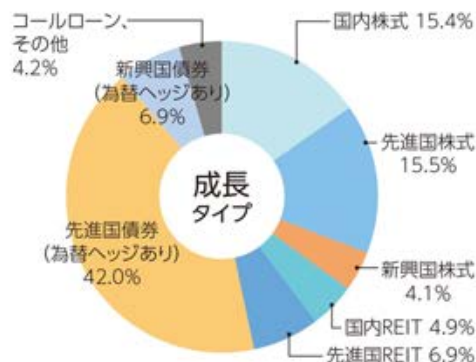
安定タイプ

信託財産の**安定的**な成長を重視します。



成長タイプ

信託財産の**中長期的**な成長を重視します。



			安定タイプ		成長タイプ	
資産クラス	株式	国内株式	26.2%	10.4%	35.0%	15.4%
		先進国株式		13.8%		15.5%
		新興国株式		2.0%		4.1%
	リート	国内リート	3.9%	2.0%	11.8%	4.9%
		先進国リート		1.9%		6.9%
	債券	先進国債券(為替ヘッジ付)	65.5%	55.7%	48.9%	42.0%
		新興国債券(為替ヘッジ付)		9.8%		6.9%
	コールローン、その他		4.4%	4.2%		
合計		100.0%	100.0%			

※上記は2024年12月現在の資産配分のイメージであり、実際の配分比率とは異なります。また、資産クラスの種類、各資産クラスの配分および投資対象とする投資信託証券は金融環境および市場環境の変化に応じて変更する場合があります。

※比率の合計が四捨五入の関係で100%にならないことがあります。

3

山口フィナンシャルグループの運用会社であるワイエムアセットマネジメント株式会社がファンド運用を行ないます。

経営理念

- 高潔な職業倫理のもと進取の気概を持ち、お客様の資産形成に貢献してまいります。
- 地域経済の持続可能な発展に寄与することを使命とし商品開発に取り組めます。
- 社員一人ひとりが高い志と将来への展望を持ち業務に取り組めます。

未来のあなたへ —— ワイエムアセットの提案です

(株)山口フィナンシャルグループは、(株)山口銀行、(株)もみじ銀行、(株)北九州銀行等からなる金融グループの総称です。

分配方針

毎年6月23日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。

原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

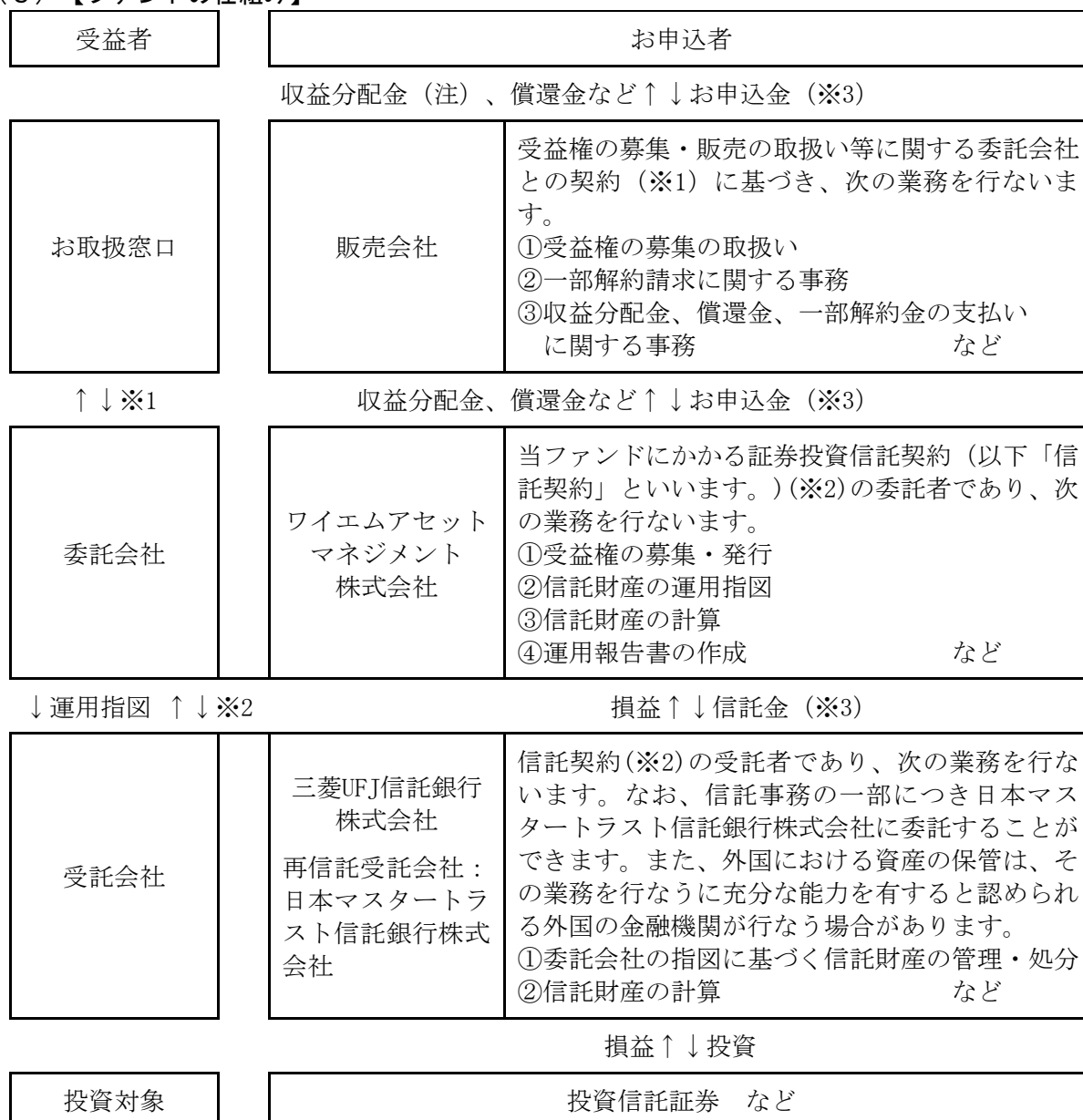
主な投資制限

- 株式への直接投資は、行ないません。
- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(2) 【ファンドの沿革】

2016年6月24日	信託契約締結、当初設定、運用開始
2016年10月31日	信託期間を無期限に変更(当初は2026年6月23日まで)

(3) 【ファンドの仕組み】



（注）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

※1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

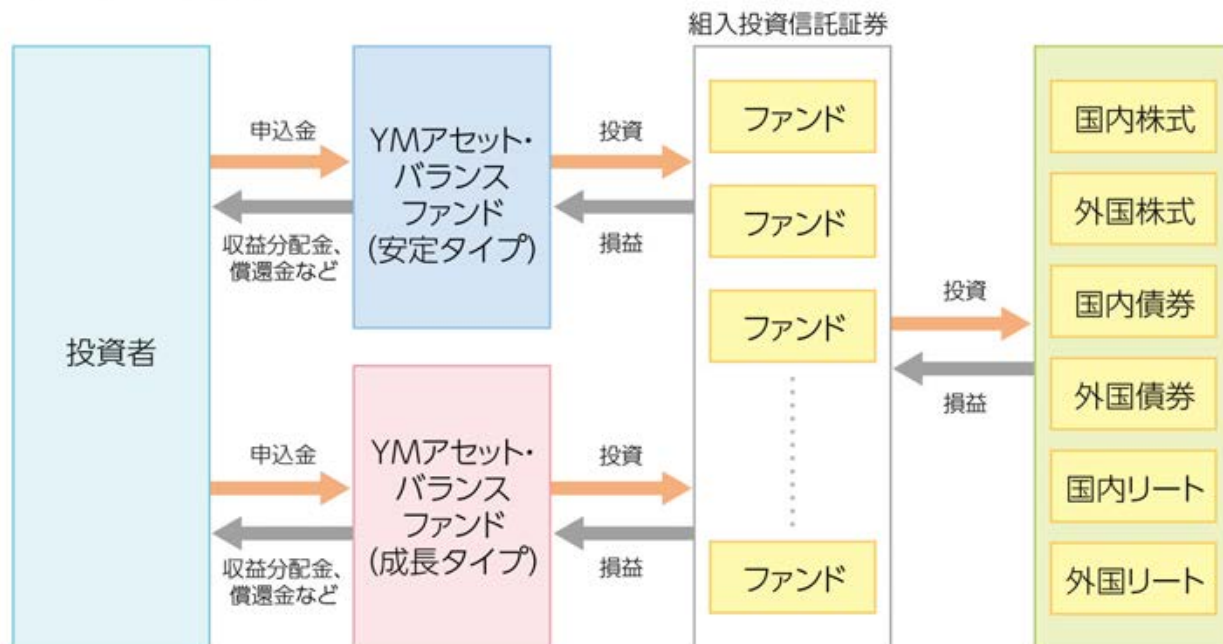
※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

※3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

ファンドの仕組み

内外の債券、株式およびリートを実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。



< 委託会社の概況（2024年12月末日現在） >

・資本金の額 2億円

・沿革

2016年1月4日 ワイエムアセットマネジメント株式会社設立

2016年4月14日 投資運用業の登録（登録番号：中国財務局長（金商）第44号）

2017年8月31日 資本金1億円から2億円へ増資

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社山口フィナンシャルグループ	山口県下関市竹崎町四丁目2番36号	6,300株	90%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	700株	10%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 主要投資対象

別に定める投資信託証券を主要投資対象とします。

② 投資態度

<安定タイプ>

- イ. 主として、内外の債券、株式および不動産投資信託証券（リート）を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資し、信託財産の安定的な成長を重視した運用を行ないます。
- ロ. 各資産クラスの配分比率、投資信託証券の選定にあたっては、リスク分散を重視してこれを行ないます。
- ハ. 投資信託証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ニ. 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<成長タイプ>

- イ. 主として、内外の債券、株式および不動産投資信託証券（リート）を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資し、信託財産の中長期的な成長を重視した運用を行ないます。
- ロ. ～ニ. （<安定タイプ>と同規定）

<投資先ファンドについて>

◆投資先ファンドの選定の方針は次のとおりです。

投資先ファンドの名称	国内株式ファンド（適格機関投資家専用）
選 定 の 方 針	主として、国内の株式に投資し、国内の株式市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行なうファンド。

投資先ファンドの名称	先進国株式ファンド（適格機関投資家専用）
選 定 の 方 針	主として、先進国株式、先進国株式を対象とした株価指数先物取引、先進国株式の指数を対象指数としたE T Fおよび国内の債券に投資し、日本を除く先進国の株式市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行なうファンド。

投資先ファンドの名称	新興国株式ファンド（適格機関投資家専用）
選 定 の 方 針	主として、新興国株式、新興国株式を対象とした株価指数先物取引、新興国株式の指数を対象指数としたE T Fおよび国内の債券に投資し、新興国の株式市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行なうファンド。

投資先ファンドの名称	国内R E I Tファンド（適格機関投資家専用）
選 定 の 方 針	主として、国内のリート、国内のリートを対象としたリート指数先物取引および国内の債券に投資し、国内のリート市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行なうファンド。

投資先ファンドの名称	先進国R E I Tファンド（適格機関投資家専用）
選 定 の 方 針	主として、先進国のリート、先進国のリート指数を対象指数としたE T F、先進国のリートを対象としたリート指数先物取引および残存期間の短いわが国の債券に投資し、日本を除く先進国のリート市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行なうファンド。

投資先ファンドの名称	先進国債券（為替ヘッジあり）ファンド（適格機関投資家専用）
選 定 の 方 針	主として、先進国の国家機関が発行する先進国通貨建ての債券に投資し、日本を除く先進国の債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行なうファンド。

投資先ファンドの名称	新興国債券（為替ヘッジあり）ファンド（適格機関投資家専用）
選 定 の 方 針	主として、新興国の国家機関が発行する米ドル建ての債券に投資し、新興国の債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行なうファンド。

（２）【投資対象】

＜各ファンド共通＞

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（振替受益権を含みます。））ならびに投資法人および外国投資法人の投資証券（振替投資口を含みます。）をいいます。以下同じ。）、ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1. の証券の性質を有するもの
 3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

＜投資先ファンドについて＞

ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は次のとおりです。

投資先ファンドの名称	国内株式ファンド（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要な投資対象	トピックス・インデックス・マザーファンドを通じて国内の株式に投資します。
委託会社の名称	大和アセットマネジメント株式会社

投資先ファンドの名称	先進国株式ファンド（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要な投資対象	先進国株式マザーファンドを通じて、先進国株式、先進国株式を対象とした株価指数先物取引、先進国株式の指数を対象指数としたETFおよび国内の債券に投資します。
委託会社の名称	大和アセットマネジメント株式会社

投資先ファンドの名称	新興国株式ファンド（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要な投資対象	新興国株式マザーファンドを通じて、新興国株式、新興国株式を対象とした株価指数先物取引、新興国株式の指数を対象指数としたETFおよび国内の債券に投資します。
委託会社の名称	大和アセットマネジメント株式会社

投資先ファンドの名称	国内REITファンド（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要な投資対象	国内REITマザーファンドを通じて、国内のリート、国内のリートを対象としたリート指数先物取引および国内の債券に投資します。
委託会社の名称	大和アセットマネジメント株式会社

投資先ファンドの名称	先進国REITファンド（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要な投資対象	先進国REITマザーファンドを通じて、先進国のリート、先進国のリート指数を対象指数としたETF、先進国のリートを対象としたリート指数先物取引および残存期間の短いわが国の債券に投資します。
委託会社の名称	大和アセットマネジメント株式会社

投資先ファンドの名称	先進国債券（為替ヘッジあり）ファンド（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
主要な投資対象	先進国債券（為替ヘッジあり）マザーファンドを通じて、先進国の国家機関が発行する先進国通貨建ての債券に投資します。
委託会社の名称	大和アセットマネジメント株式会社

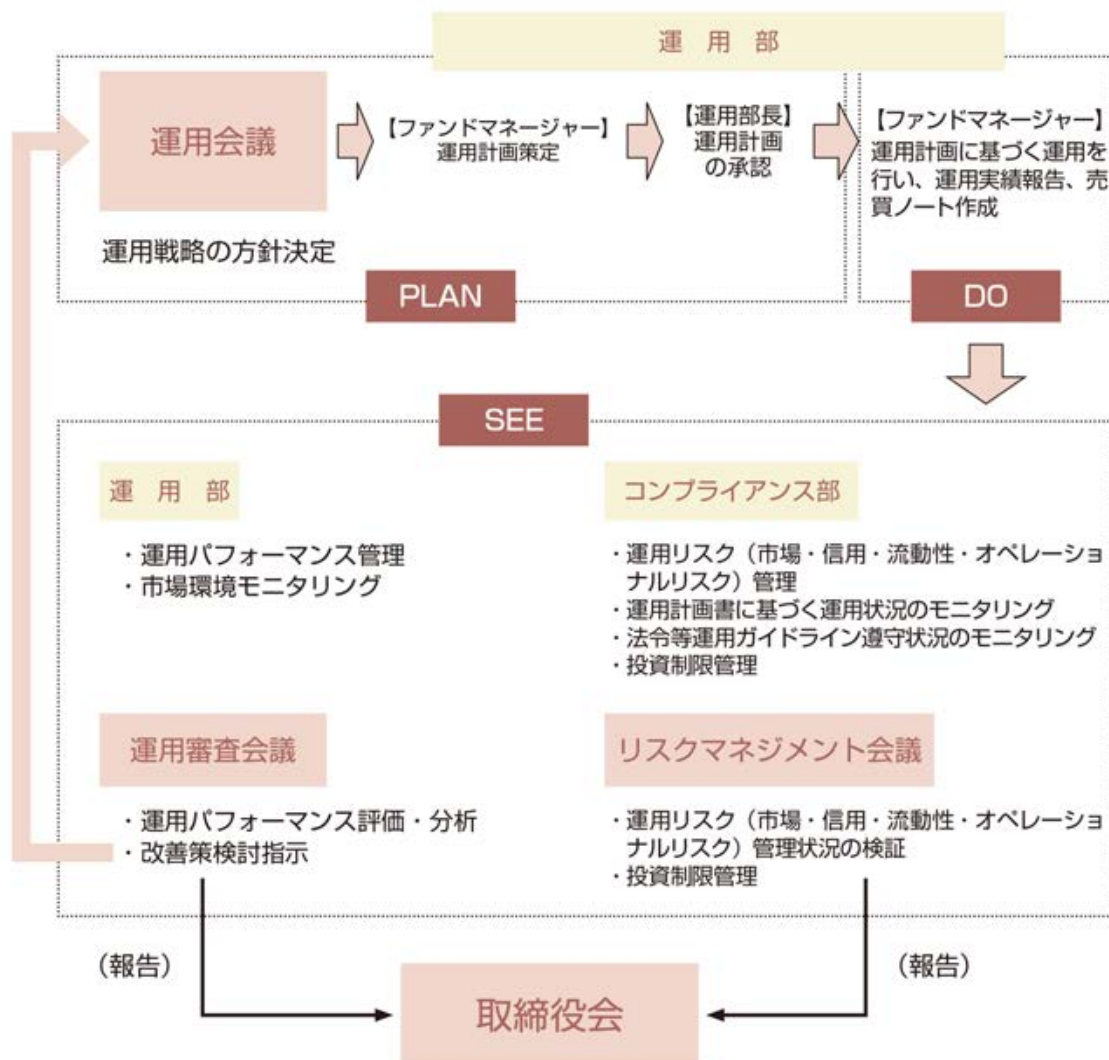
投資先ファンドの名称	新興国債券（為替ヘッジあり）ファンド（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
主要な投資対象	新興国債券マザーファンドを通じて、新興国の国家機関が発行する米ドル建ての債券に投資します。
委託会社の名称	大和アセットマネジメント株式会社

(3) 【運用体制】

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。

委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織およびその権限と責任を明示するとともに、運用を行なうに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行なうことを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。



< 受託会社に対する管理体制 >

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※ 上記の運用体制は2024年12月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

< 各ファンド共通 >

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

＜各ファンド共通＞

- ① 株式（信託約款）
株式への直接投資は、行ないません。
- ② 投資信託証券（信託約款）
投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 外貨建資産（信託約款）
外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ④ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑤ 外国為替予約取引（信託約款）
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ⑥ 信用リスク集中回避（信託約款）
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
- ⑦ 資金の借入れ（信託約款）
 - イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
 - ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ニ. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

＜参考＞組入投資信託証券の概要

- ◆本項は、当ファンドが投資を行なう投資信託証券の投資態度、信託報酬、関係法人等について、2025年3月14日（提出日）現在で委託会社が知り得る情報をもとに記載したものであり、記載内容が変更となる場合があります。
- ◆今後、名称変更となる場合、繰上償還等により投資信託証券が除外される場合、新たな投資信託証券が追加となる場合があります。
- ◆当ファンドが、以下のすべての投資信託証券に投資するとは限りません。
- ◆なお、下記の点については、各投資信託証券に共通となっています。
ファンドの関係法人のうち販売会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

- ・組入投資信託証券の委託会社等については、末尾の「組入投資信託証券の委託会社等について」をご参照下さい。
- ・組入投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

1. 国内株式ファンド（適格機関投資家専用）

形 態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主 要 投 資 対 象	トピックス・インデックス・マザーファンド（以下マザーファンドといいます。）の受益証券
投 資 態 度	① 主としてマザーファンドの受益証券を通じて、国内の株式に投資し、国内の株式市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。 ② マザーファンドにおいて、追加設定、解約の申込がある場合には、信託財産の純資産総額に設定予定額を加え解約予定額を控除した額を上限に株価指数先物取引の買建てを行なうことがあります。このため、マザーファンドにおいて、株式の組入総額と株価指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ③ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 ④ デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
マザーファンドの投 資 態 度	① 主として、国内の株式に投資し、国内の株式市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。 ② 追加設定、解約の申込がある場合には、信託財産の純資産総額に設定予定額を加え解約予定額を控除した額を上限に株価指数先物取引の買建てを行なうことがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ③ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主 な 投 資 制 限	① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ② 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ③ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 外貨建資産への投資は、行ないません。
収 益 の 分 配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信 託 期 間	無期限（2016年6月20日当初設定）
決 算 日	毎年5月8日（休業日の場合翌営業日）
管 理 報 酬 等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.209%（税抜0.19%）を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
フ ァ ン ド の 関 係 法 人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマーク	該当事項はありません。

2. 先進国株式ファンド（適格機関投資家専用）

形 態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主 要 投 資 対 象	先進国株式マザーファンド（以下マザーファンドといいます。）の受益証券
投 資 態 度	① 主としてマザーファンドの受益証券を通じて、次の有価証券等に投資し、先進国（日本を除きます。以下同じ。）の株式市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。 ・先進国株式 ・先進国株式を対象とした株価指数先物取引 ・先進国株式の指数を対象指数としたETF ・国内の債券 ② マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、先進国株式を対象とした株価指数先物取引を利用することがあります。このため、マザーファンドにおいて、先進国株式および先進国株式の指数を対象指数としたETFの組入総額ならびに先進国株式を対象とした株価指数先物取引の買建玉の時価総額を合計した額から、先進国株式を対象とした株価指数先物取引の売建玉の時価総額を控除した額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ③ マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、為替予約取引を行なう場合があります。 ④ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 ⑤ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑥ デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ⑦ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
マザーファンドの投資態度	① 主として次の有価証券等に投資し、先進国（日本を除きます。以下同じ。）の株式市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。 ・先進国株式 ・先進国株式を対象とした株価指数先物取引 ・先進国株式の指数を対象指数としたETF ・国内の債券 ② 運用の効率化を図るため、先進国株式を対象とした株価指数先物取引を利用することがあります。このため、先進国株式および先進国株式の指数を対象指数としたETFの組入総額ならびに先進国株式を対象とした株価指数先物取引の買建玉の時価総額を合計した額から、先進国株式を対象とした株価指数先物取引の売建玉の時価総額を控除した額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ③ 運用の効率化を図るため、為替予約取引を行なう場合があります。 ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主 な 投 資 制 限	① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ② 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ③ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
収 益 の 分 配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

	② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
信 託 期 間	無期限（2016年6月20日当初設定）
決 算 日	毎年5月8日（休業日の場合翌営業日）
管 理 報 酬 等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.297%（税抜0.27%）を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
フ ァ ン ド の 関 係 法 人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマーク に つ い て	該当事項はありません。

3. 新興国株式ファンド（適格機関投資家専用）

形 態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主 要 投 資 対 象	新興国株式マザーファンド（以下マザーファンドといいます。）の受益証券
投 資 態 度	① 主としてマザーファンドの受益証券を通じて、新興国株式、新興国株式を対象とした株価指数先物取引、新興国株式の指数を対象指数としたE T Fおよび国内の債券に投資し、新興国の株式市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。 ② マザーファンドにおいて、運用の効率化をはかるため、新興国株式を対象とした株価指数先物取引を利用することがあります。このため、マザーファンドにおいて、新興国株式および新興国株式の指数を対象指数としたE T Fの組入総額ならびに新興国株式を対象とした株価指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ③ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 ④ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑤ デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
マザーファンド の 投 資 態 度	① 主として、新興国株式、新興国株式を対象とした株価指数先物取引、新興国株式の指数を対象指数としたE T Fおよび国内の債券に投資し、新興国の株式市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。 ② 運用の効率化を図るため、新興国株式を対象とした株価指数先物取引を利用することがあります。このため、新興国株式および新興国株式の指数を対象指数としたE T Fの組入総額ならびに新興国株式を対象とした株価指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主 な 投 資 制 限	① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ② 株式への実質投資割合には、制限を設けません。

	③ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
収 益 の 分 配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
信 託 期 間	無期限（2016年6月20日当初設定）
決 算 日	毎年5月8日（休業日の場合翌営業日）
管 理 報 酬 等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.33%（税抜0.30%）を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
フ ァ ン ド の 関 係 法 人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマーク に つ い て	該当事項はありません。

4. 国内REITファンド（適格機関投資家専用）

形 態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主 要 投 資 対 象	国内REITマザーファンド（以下マザーファンドといいます。）の受益証券
投 資 態 度	① 主としてマザーファンドの受益証券を通じて、国内のリート、国内のリートを対象としたリート指数先物取引および国内の債券に投資し、国内のリート市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。 ② マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、国内のリートを対象としたリート指数先物取引を利用することがあります。このため、マザーファンドにおいて、リートの組入総額およびリート指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ③ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 ④ デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
マザーファンドの投資態度	① 主として、国内のリート、国内のリートを対象としたリート指数先物取引および国内の債券に投資し、国内のリート市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。 ② 運用の効率化を図るため、国内のリートを対象としたリート指数先物取引を利用することがあります。このため、リートの組入総額およびリート指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ③ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主 な 投 資 制 限	① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ② 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ③ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 外貨建資産への投資は、行ないません。
収 益 の 分 配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信 託 期 間	無期限（2016年6月20日当初設定）
決 算 日	毎年5月8日（休業日の場合翌営業日）
管 理 報 酬 等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.209%（税抜0.19%）を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
フ ァ ン ド の 関 係 法 人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

5. 先進国REITファンド（適格機関投資家専用）

形 態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主 要 投 資 対 象	先進国REITマザーファンド（以下マザーファンドといいます。）の受益証券
投 資 態 度	① 主としてマザーファンドの受益証券を通じて、次の有価証券等に投資し、先進国（日本を除きます。以下同じ。）のリート市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。 ・先進国のリート ・先進国のリート指数を対象指数としたETF（※） ・先進国のリートを対象としたリート指数先物取引 ・残存期間の短いわが国の債券 ※マザーファンドにおいて、一部日本のリートを含む指数を対象とするETFを組入れる場合があります。 ② マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、先進国のリートを対象としたリート指数先物取引を利用することがあります。このため、マザーファンドにおいて、リートおよびETFの組入総額ならびにリート指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ③ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 ④ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑤ デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
マザーファンドの投資態度	① 主として次の有価証券等に投資し、先進国（日本を除きます。以下同じ。）のリート市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。 ・先進国のリート ・先進国のリート指数を対象指数としたETF（※） ・先進国のリートを対象としたリート指数先物取引 ・残存期間の短いわが国の債券 ※一部日本のリートを含む指数を対象とするETFを組入れる場合があります。 ② 運用の効率化を図るため、先進国のリートを対象としたリート指数先物取引を利用することがあります。このため、リートおよびETFの組入総額ならびにリート指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主 要 投 資 制 限	① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ② 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ③ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
収 益 の 分 配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信 託 期 間	無期限（2016年6月20日当初設定）
決 算 日	毎年5月8日（休業日の場合翌営業日）
管 理 報 酬 等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.286%（税抜0.26%）を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。

ファンドの 関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマーク について	該当事項はありません。

6. 先進国債券（為替ヘッジあり）ファンド（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	先進国債券（為替ヘッジあり）マザーファンド（以下マザーファンドといいます。）の受益証券
投資態度	① 主としてマザーファンドの受益証券を通じて、先進国（日本を除きます。以下同じ。）の国家機関が発行する先進国通貨建ての債券に投資し、先進国の債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。 ② マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、先進国の債券先物取引を利用することがあります。このため、マザーファンドにおいて、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ③ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態での高位に維持することを基本とします。 ④ マザーファンドにおいて、為替変動リスクを低減するため、外貨建資産については為替ヘッジを行ないます。 ⑤ デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
マザーファンドの 投資態度	① 主として、先進国（日本を除きます。以下同じ。）の国家機関が発行する先進国通貨建ての債券に投資し、先進国の債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。 ② 運用の効率化を図るため、先進国の債券先物取引を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ③ 為替変動リスクを低減するため、外貨建資産については為替ヘッジを行ないます。 ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ② 株式への投資は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使等により取得したものに限りします。 ③ 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑤ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限（2016年6月20日当初設定）
決算日	毎年5月8日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.275%（税抜0.25%）を

	乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの 関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマーク について	該当事項はありません。

7. 新興国債券（為替ヘッジあり）ファンド（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	新興国債券マザーファンド（以下マザーファンドといいます。）の受益証券
投資態度	① 主としてマザーファンドの受益証券を通じて、新興国の国家機関が発行する米ドル建ての債券に投資し、新興国の債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。 ※新興国の国家機関が発行する米ドル建て以外の債券、米国の国家機関および国際機関が発行する債券にも投資する場合があります。米ドル建て以外の債券に投資する場合、原則として、為替予約取引および直物為替先渡取引等を活用し、実質的に米ドル建てとなるように為替取引を行ないます。 ② マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、マザーファンドにおいて、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ③ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では高位に維持することを基本とします。 ④ 保有実質外貨建資産については、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。 ※保有実質外貨建資産とは、当ファンドが保有する外貨建資産およびマザーファンドが保有する外貨建資産のうち当ファンドに属するとみなした外貨建資産をいいます。 ⑤ デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
マザーファンドの 投資態度	① 主として、新興国の国家機関が発行する米ドル建ての債券に投資し、新興国の債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。 ※新興国の国家機関が発行する米ドル建て以外の債券、米国の国家機関および国際機関が発行する債券にも投資する場合があります。米ドル建て以外の債券に投資する場合、原則として、為替予約取引および直物為替先渡取引等を活用し、実質的に米ドル建てとなるように為替取引を行ないます。 ② 運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ② 株式への投資は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使等により取得したものに限りします。 ③ 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

	④ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑤ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
収 益 の 分 配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
信 託 期 間	無期限（2016年6月20日当初設定）
決 算 日	毎年5月8日（休業日の場合翌営業日）
管 理 報 酬 等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.297%（税抜0.27%）を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
フ ァ ン ド の 関 係 法 人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマーク に つ い て	該当事項はありません。

[組入投資信託証券の委託会社等について]

組入投資信託証券の委託会社等の沿革は、以下のとおりです。

●大和アセットマネジメント株式会社

・沿革

1959年12月12日	設立登記
1960年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1960年 4月 1日	営業開始
1985年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
1995年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
1995年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
2007年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 (金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号)
2020年 4月 1日	大和アセットマネジメント株式会社に商号変更

3【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、主として、内外の債券および株式および不動産投資信託証券（リート）を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

※組入投資信託証券の変更に伴い内容が追加される場合があります。

① 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。

② 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

〈金利変動による価格変化のイメージ図〉



※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

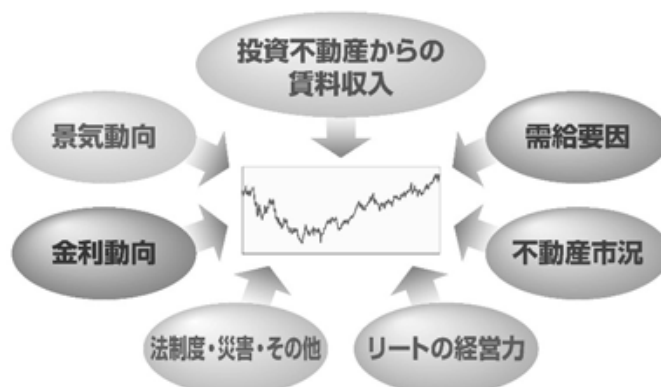
公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。

新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

ハイ・イールド債を組入れる場合には、格付けの高い公社債に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

③ リート（不動産投資信託）への投資に伴うリスク

〈リートへの主な価格変動要因〉



イ．リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。

- ・リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。
- ・金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。

ロ．リーートの価格や配当は、リーートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。

- ・リーートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リーートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。
- ・リーートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリーートの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リーートの価格が大幅に下落することも想定されます。
- ・リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。
- ・法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもありえます。

ハ．リートに関する法制度（税制、会計制度等）が変更となった場合、リーートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

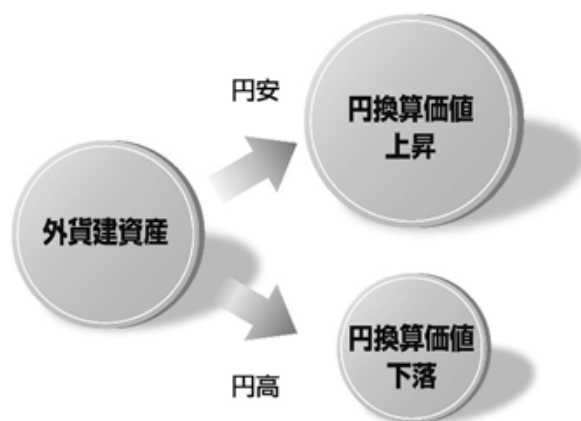
- ・その他、不動産を取巻く規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合も、リーートの価格や配当に影響を受けることが考えられます。
- ・金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもあります。

ニ．組入リーートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

④ 外国証券への投資に伴うリスク

イ. 為替リスク

〈為替変動のイメージ図〉



※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行なう場合、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、日本円の短期金利が投資対象資産の通貨の短期金利よりも低い場合は、金利差相当分程度の為替ヘッジコストが生じます。

ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

新興国の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。

新興国においては、先進国と比較して、証券の決済、保管等にかかる制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行なう当該国の仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延、不能等が発生する可能性も想定されます。そのような場合、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

実質的な投資対象である証券が上場または取引されている新興国の税制は先進国と異なる面がある場合があります。また、税制が変更されたり、あるいは新たな税制が適用されることにより、基準価額が影響を受ける可能性があります。

⑤ その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

- ① 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお買付けの申込みを取消すことがあります。
- ② ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受け付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

- ・ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(4) リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

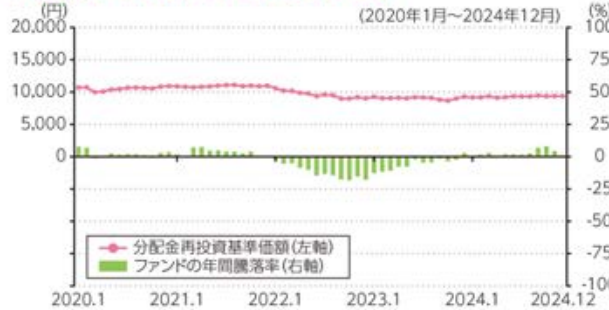
- ① 運用部門から独立したコンプライアンス部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当します。
- ② コンプライアンス部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を検証・評価し、監査結果等を取締役に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行ないます。
- ③ 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
右のグラフは過去5年における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年における年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

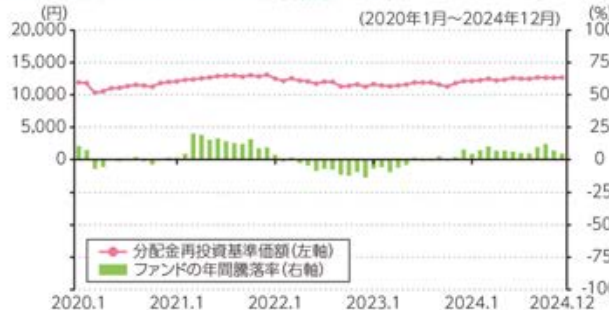
YMアセット・バランスファンド(安定タイプ)



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



YMアセット・バランスファンド(成長タイプ)



- ※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
- ※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
 - ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
 - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
 - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

各資産クラスの指数

日本株: Morningstar 日本株式指数 (配当込み)
先進国株: Morningstar 先進国株式指数 (除く日本、配当込み、円ベース)
新興国株: Morningstar 新興国株式指数 (配当込み、円ベース)
日本国債: Morningstar 日本国債指数
先進国債: Morningstar グローバル国債指数 (除く日本、円ベース)
新興国債: Morningstar 新興国ソブリン債指数 (円ベース)
(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる指数を想定して、円ベース指数を使用しております。

各資産クラスの騰落率に使用している指数について

Morningstar指数は、Morningstar, Inc. (以下「Morningstar」といいます。)により独占的に所有されています。Morningstar、その関連会社または子会社、直接的または間接的な情報提供者、またはMorningstar指数に関連する、指数の構成、算出、または設定に関与した第三者(これらの法人すべてを総称して「Morningstarグループ」といいます。)は、Morningstar指数またはそれに含まれるデータの正確性、完全性および/または適時性を保証せず、また、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、当ファンドの保有者もしくはユーザー、またはその他の個人または法人が、Morningstar指数またはそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示または黙示を問わず、いかなる表明・保証もいたしません。Morningstarグループは、Morningstar指数またはそれに含まれるデータについて商品性または特定目的もしくは使用への適合性に関する一切の保証を、明示または黙示を問わず行いません。かつ明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、たとえこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期間の最初の6か月終了日（6か月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

ファンド名	信託報酬率
安定タイプ	年率1.1275%（税抜1.025%）以内
成長タイプ	年率1.2375%（税抜1.125%）以内

- ② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、純資産総額に対し次のとおりです。

<安定タイプ>

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.60%以内 （税抜）	年率0.40%以内 （税抜）	年率0.025%以内 （税抜）

<成長タイプ>

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.70%以内 （税抜）	年率0.40%以内 （税抜）	年率0.025%以内 （税抜）

※上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

- ④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

- ⑤ 当ファンドの信託報酬等のほかに、当ファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた実質的な信託報酬（年率）の概算値は以下のとおりです。

ただし、この値はあくまで目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬（年率）は変動します。

組入ファンドの信託報酬を加えた実質的な信託報酬（税込、年率）の概算値

(2025年3月14日（提出日）時点)

ファンド名	実質的な信託報酬率（税込）の概算値
安定タイプ	年率1.406%程度以内
成長タイプ	年率1.510%程度以内

(注) 各組入投資信託証券の信託報酬等について、くわしくは、前掲の「＜参考＞組入投資信託証券の概要」をご参照下さい。なお、信託報酬等は2025年3月14日現在のものであり、今後変更となる場合もあります。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

(※) 「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

＜投資対象ファンドより支弁する手数料等＞

各ファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。その他、投資対象ファンドからは監査報酬を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

- ① 個人の投資者に対する課税
 - イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ロ. 解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ハ. 損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせください。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。当ファンドはNISAの成長投資枠（特定非課税管理勘定）の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせください。

② 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収※され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

※源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

③ 確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、前②にかかわらず所得税がかかります。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

<注1>個別元本について

① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせください。

③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注2>収益分配金の課税について

- ① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
 - ② 投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。
- (※) 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- (※) 上記は、2024年12月末現在のものですので、税法または確定拠出年金法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- (※) 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

	総経費率 (①+②)	運用管理費用の比率 ①	その他費用の比率 ②
YMアセット・バランスファンド(安定タイプ)	1.43%	1.14%	0.30%
YMアセット・バランスファンド(成長タイプ)	1.54%	1.25%	0.29%

※対象期間は2023年6月24日～2024年6月24日です。

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※その他費用には、投資先ファンドにかかる費用が含まれています。

※投資先ファンドの費用について、計上された期間が異なる場合があります。

※なお、当ファンドについて、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5 【運用状況】

【YMアセット・バランスファンド（安定タイプ）】

（１）【投資状況】

（2024年12月末日現在）

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	1,945,851,938	95.59
内 日本	1,945,851,938	95.59
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	89,789,064	4.41
純資産総額	2,035,641,002	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2024年12月末日現在）

	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量 (株)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 時価金額 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	先進国債券（為替ヘッジあり）ファンド（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託 受益証券 —	1,392,471,243	0.8238 1,147,125,749	0.8138 1,133,193,097	— —	55.67%
2	先進国株式ファンド（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託 受益証券 —	67,370,924	3.8874 261,899,350	4.1742 281,219,710	— —	13.81%
3	国内株式ファンド（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託 受益証券 —	78,454,614	2.5827 202,632,440	2.7036 212,109,894	— —	10.42%
4	新興国債券（為替ヘッジあり）ファンド（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託 受益証券 —	244,785,656	0.8114 198,619,088	0.8179 200,210,188	— —	9.84%
5	国内REITファンド（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託 受益証券 —	33,065,689	1.2441 41,138,873	1.2291 40,641,038	— —	2.00%
6	新興国株式ファンド（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託 受益証券 —	17,169,329	2.3583 40,490,431	2.3465 40,287,830	— —	1.98%
7	先進国REITファンド（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託 受益証券 —	19,020,909	1.8781 35,724,172	2.0078 38,190,181	— —	1.88%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別および業種別投資比率

(2024年12月末日現在)

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
投資信託受益証券	国内	投資信託受益証券	95.59
	小計		95.59
合 計 (対純資産総額比)			95.59

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2024年12月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (2016年6月24日)	1,278,590,000	—	1.0000	—
第1計算期間末 (2017年6月23日)	6,572,986,440	6,572,986,440	1.0203	1.0202
第2計算期間末 (2018年6月25日)	7,813,988,294	7,813,988,294	0.9888	0.9888
第3計算期間末 (2019年6月24日)	10,475,570,427	10,475,570,427	1.0368	1.0367
第4計算期間末 (2020年6月23日)	9,496,649,545	9,496,649,545	1.0476	1.0475
第5計算期間末 (2021年6月23日)	9,552,573,821	9,552,573,821	1.0970	1.0969
第6計算期間末 (2022年6月23日)	9,629,976,947	9,629,976,947	0.9311	0.9310
第7計算期間末 (2023年6月23日)	9,506,695,047	9,506,695,047	0.9156	0.9155
第8計算期間末 (2024年6月24日)	2,223,327,996	2,223,327,996	0.9330	0.9329
2023年12月末日	9,500,960,059	—	0.9286	—
2024年1月末日	9,322,565,627	—	0.9162	—
2月末日	9,296,764,215	—	0.9183	—
3月末日	2,298,734,020	—	0.9330	—
4月末日	2,226,287,016	—	0.9123	—
5月末日	2,214,505,048	—	0.9191	—
6月末日	2,227,961,066	—	0.9354	—
7月末日	2,152,677,068	—	0.9302	—
8月末日	2,148,566,391	—	0.9326	—
9月末日	2,129,429,497	—	0.9439	—
10月末日	2,088,600,490	—	0.9362	—
11月末日	2,063,728,933	—	0.9374	—
12月末日	2,035,641,002	—	0.9374	—

②【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
第8計算期間	0.0000
2024年6月25日～ 2024年12月24日	—

③【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	2.0
第2計算期間	△3.1
第3計算期間	4.9
第4計算期間	1.0
第5計算期間	4.7
第6計算期間	△15.1
第7計算期間	△1.7
第8計算期間	1.9
2024年6月25日～ 2024年12月24日	△0.1

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1計算期間	9,316,425,355	2,874,158,216	6,442,267,139
第2計算期間	3,850,948,236	2,390,961,146	7,902,254,229
第3計算期間	3,196,596,548	994,968,157	10,103,882,620
第4計算期間	283,268,858	1,321,746,300	9,065,405,178
第5計算期間	299,723,575	656,936,485	8,708,192,268
第6計算期間	1,907,186,755	272,662,102	10,342,716,921
第7計算期間	241,978,193	201,384,141	10,383,310,973
第8計算期間	136,052,573	8,136,327,773	2,383,035,773
2024年6月25日～ 2024年12月24日	52,712,853	262,048,743	2,173,699,883

(注) 第1計算期間の設定数量には当初設定数量を含んでおります。

(参考情報) 運用実績

●YMアセット・バランスファンド(安定タイプ)

2024年12月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

■ 基準価額・純資産の推移

基準価額	9,374円
純資産総額	20億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	0.0%
3カ月間	-0.7%
6カ月間	+0.2%
1年間	+0.9%
3年間	-14.5%
5年間	-11.2%
設定来	-6.3%



■ 分配の推移(1万口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円

設定来分配金合計額: 0円

決算期	第1期 17年6月	第2期 18年6月	第3期 19年6月	第4期 20年6月	第5期 21年6月	第6期 22年6月	第7期 23年6月	第8期 24年6月	
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

■ 主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。
※比率の合計が四捨五入の関係で100%にならないことがあります。

組入ファンド別構成	比率
国内株式ファンド	10.4%
先進国株式ファンド	13.8%
新興国株式ファンド	2.0%
国内REITファンド	2.0%
先進国REITファンド	1.9%
先進国債券(為替ヘッジあり)ファンド	55.7%
新興国債券(為替ヘッジあり)ファンド	9.8%
コールローン、その他	4.4%
合計	100.0%

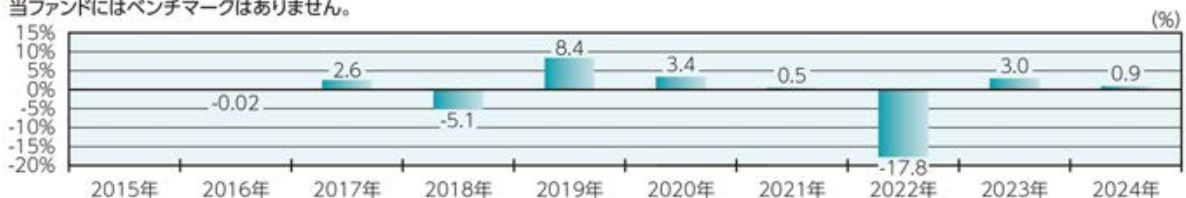
※ファンド名は「(適格機関投資家専用)」を省略しています。

通貨別構成	比率
日本円	84.0%
米ドル	15.0%
ユーロ	1.7%
豪ドル	0.1%
シンガポール・ドル	0.1%
カナダ・ドル	0.1%
オフショア人民元	0.0%
香港ドル	0.0%
ブラジル・レアル	0.0%
その他	-1.0%
合計	100.0%

※比率は、組入ファンドの合計です。
※為替ヘッジ付外債は、日本円に分類しています。

■ 年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
※2016年は設定日(6月24日)から年末、2024年は12月30日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

【YMアセット・バランスファンド（成長タイプ）】

（１）【投資状況】

（2024年12月末日現在）

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	13,652,168,734	95.78
内 日本	13,652,168,734	95.78
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	601,044,185	4.22
純資産総額	14,253,212,919	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2024年12月末日現在）

	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量 (株)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 時価金額 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	先進国債券（為替ヘッジあり）ファンド（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託 受益証券 —	7,362,806,236	0.8245 6,070,917,628	0.8138 5,991,851,714	— —	42.04%
2	先進国株式ファンド（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託 受益証券 —	529,707,309	3.8797 2,055,109,791	4.1742 2,211,104,249	— —	15.51%
3	国内株式ファンド（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託 受益証券 —	814,110,214	2.5806 2,100,901,803	2.7036 2,201,028,374	— —	15.44%
4	新興国債券（為替ヘッジあり）ファンド（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託 受益証券 —	1,203,146,639	0.8114 976,233,188	0.8179 984,053,636	— —	6.90%
5	先進国REITファンド（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託 受益証券 —	488,789,147	1.8763 917,137,520	2.0078 981,390,849	— —	6.89%
6	国内REITファンド（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託 受益証券 —	573,670,272	1.2443 713,844,653	1.2291 705,098,131	— —	4.95%
7	新興国株式ファンド（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託 受益証券 —	246,171,652	2.3619 581,438,559	2.3465 577,641,781	— —	4.05%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別および業種別投資比率

(2024年12月末日現在)

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
投資信託受益証券	国内	投資信託受益証券	95.78
	小計		95.78
合 計 (対純資産総額比)			95.78

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2024年12月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (2016年6月24日)	843,380,000	—	1.0000	—
第1計算期間末 (2017年6月23日)	3,022,624,974	3,022,624,974	1.0819	1.0818
第2計算期間末 (2018年6月25日)	3,091,660,545	3,091,660,545	1.0794	1.0793
第3計算期間末 (2019年6月24日)	2,991,114,445	2,991,114,445	1.1301	1.1300
第4計算期間末 (2020年6月23日)	2,945,800,497	2,945,800,497	1.1141	1.1141
第5計算期間末 (2021年6月23日)	3,480,871,908	3,480,871,908	1.2858	1.2857
第6計算期間末 (2022年6月23日)	3,151,279,586	3,151,279,586	1.1591	1.1590
第7計算期間末 (2023年6月23日)	3,330,846,915	3,330,846,915	1.1826	1.1825
第8計算期間末 (2024年6月24日)	14,364,122,446	14,364,122,446	1.2558	1.2557
2023年12月末日	3,134,667,480	—	1.2118	—
2024年1月末日	3,083,311,118	—	1.2137	—
2月末日	3,041,527,213	—	1.2248	—
3月末日	14,347,234,533	—	1.2475	—
4月末日	14,019,756,262	—	1.2223	—
5月末日	14,146,762,533	—	1.2354	—
6月末日	14,419,316,887	—	1.2612	—
7月末日	14,248,418,210	—	1.2498	—
8月末日	14,205,356,876	—	1.2474	—
9月末日	14,435,587,131	—	1.2681	—
10月末日	14,319,181,910	—	1.2634	—
11月末日	14,262,519,560	—	1.2631	—
12月末日	14,253,212,919	—	1.2682	—

②【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
第8計算期間	0.0000
2024年6月25日～ 2024年12月24日	—

③【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	8.2
第2計算期間	△0.2
第3計算期間	4.7
第4計算期間	△1.4
第5計算期間	15.4
第6計算期間	△9.9
第7計算期間	2.0
第8計算期間	6.2
2024年6月25日～ 2024年12月24日	0.0

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1計算期間	4,998,159,904	2,204,298,430	2,793,861,474
第2計算期間	1,178,661,952	1,108,217,658	2,864,305,768
第3計算期間	479,035,008	696,476,009	2,646,864,767
第4計算期間	596,189,622	598,995,896	2,644,058,493
第5計算期間	575,457,875	512,325,012	2,707,191,356
第6計算期間	373,453,192	361,798,898	2,718,845,650
第7計算期間	375,087,965	277,271,400	2,816,662,215
第8計算期間	9,362,728,878	741,122,642	11,438,268,451
2024年6月25日～ 2024年12月24日	105,713,806	301,965,537	11,242,016,720

(注) 第1計算期間の設定数量には当初設定数量を含んでおります。

(参考情報) 運用実績

●YMアセット・バランスファンド(成長タイプ)

2024年12月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

■ 基準価額・純資産の推移

基準価額	12,682円
純資産総額	142億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	+0.4%
3カ月間	+0.0%
6カ月間	+0.6%
1年間	+4.7%
3年間	-3.2%
5年間	+7.3%
設定来	+26.8%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

■ 分配の推移(1万口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円

設定来分配金合計額: 0円

決算期	第1期 17年6月	第2期 18年6月	第3期 19年6月	第4期 20年6月	第5期 21年6月	第6期 22年6月	第7期 23年6月	第8期 24年6月	
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額のお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

■ 主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。
※比率の合計が四捨五入の関係で100%にならないことがあります。

組入ファンド別構成	比率
国内株式ファンド	15.4%
先進国株式ファンド	15.5%
新興国株式ファンド	4.1%
国内REITファンド	4.9%
先進国REITファンド	6.9%
先進国債券(為替ヘッジあり)ファンド	42.0%
新興国債券(為替ヘッジあり)ファンド	6.9%
コールローン、その他	4.2%
合計	100.0%

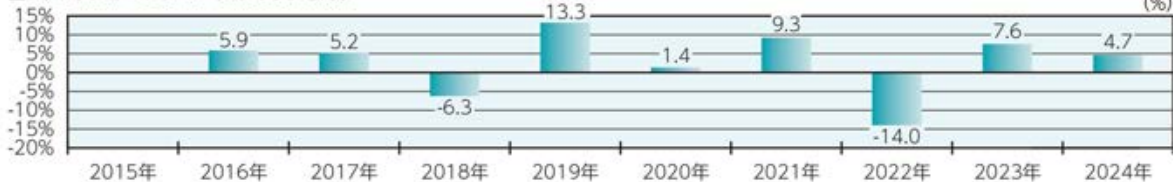
※ファンド名は「(適格機関投資家専用)」を省略しています。

通貨別構成	比率
日本円	74.8%
米ドル	22.6%
ユーロ	2.2%
豪ドル	0.5%
シンガポール・ドル	0.2%
カナダ・ドル	0.2%
英ポンド	0.2%
香港ドル	0.0%
オフショア人民元	0.0%
その他	-0.7%
合計	100.0%

※比率は、組入ファンドの合計です。
※為替ヘッジ付外債は、日本円に分類しています。

■ 年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
※2016年は設定日(6月24日)から年末、2024年は12月30日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、次のイ．およびロ．に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受付を行ないません。

イ． ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日

ロ． 前イ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日
お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌々営業日の基準価額です。

お申込み手数料は、ありません。

原則として、委託会社の各営業日の午後3時30分までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせください。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受付を中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないません。

2【換金（解約）手続等】

原則として、委託会社の各営業日の午後3時30分までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせください。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、次のイ．およびロ．に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受付けを行ないません。

イ． ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日

ロ． 前イ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社にお問い合わせることにより知ることができます。

また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

サポートダイヤル 083-223-7124

<受付時間> 営業日の9:00～17:00

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.ymam.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、一部解約請求の受付けを中止することができます。

一部解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の翌々営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等の一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（※）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

(※) 主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・投資信託証券：原則として、計算日の前営業日の基準価額で評価します。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせるにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）
サポートダイヤル 083-223-7124
＜受付時間＞ 営業日の9:00～17:00
- ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.ymam.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年6月24日から翌年6月23日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前2.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

5. 前2. から前4. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前2. から前4. までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
6. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
8. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本②の1. から7. までに定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
2. 委託会社は、前1. の事項（前1. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1. の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2. から前5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1. から前6. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前7. までの規定にしたがいます。

③ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

④ 運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を計算期間の末日に作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。
 - ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.ymam.co.jp/>

3. 前2.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.ymam.co.jp/>

2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

① 収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

② 換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

【YMアセット・バランスファンド（安定タイプ）】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（2023年6月24日から2024年6月24日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年8月30日

ワイエムアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

阿部 典直

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているYMアセット・バランスファンド（安定タイプ）の2023年6月24日から2024年6月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、YMアセット・バランスファンド（安定タイプ）の2024年6月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ワイエムアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ワイエムアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

YMアセット・バランスファンド（安定タイプ）

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第7期 (2023年6月23日現在)	第8期 (2024年6月24日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	845,982	214,393
コール・ローン	129,297,628	51,745,107
投資信託受益証券	9,415,888,743	2,202,114,021
未収入金	16,000,000	—
流動資産合計	9,562,032,353	2,254,073,521
資産合計	9,562,032,353	2,254,073,521
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,750,435	—
未払受託者報酬	1,297,296	740,184
未払委託者報酬	51,893,575	29,609,341
その他未払費用	396,000	396,000
流動負債合計	55,337,306	30,745,525
負債合計	55,337,306	30,745,525
純資産の部		
元本等		
元本	※1 10,383,310,973	※1 2,383,035,773
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △876,615,926	※2 △159,707,777
（分配準備積立金）	665,749,635	149,327,568
元本等合計	9,506,695,047	2,223,327,996
純資産合計	9,506,695,047	2,223,327,996
負債純資産合計	9,562,032,353	2,254,073,521

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期 (自 2022年6月24日 至 2023年6月23日)	第8期 (自 2023年6月24日 至 2024年6月24日)
営業収益		
受取利息	10	10,164
有価証券売買等損益	△53,750,096	185,225,278
営業収益合計	△53,750,086	185,235,442
営業費用		
支払利息	62,610	139,918
受託者報酬	2,621,997	2,033,449
委託者報酬	104,883,905	81,342,046
その他費用	793,341	792,017
営業費用合計	108,361,853	84,307,430
営業利益又は営業損失 (△)	△162,111,939	100,928,012
経常利益又は経常損失 (△)	△162,111,939	100,928,012
当期純利益又は当期純損失 (△)	△162,111,939	100,928,012
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△3,540,844	59,455,960
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△712,739,974	△876,615,926
剰余金増加額又は欠損金減少額	13,891,046	687,705,136
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	13,891,046	687,705,136
剰余金減少額又は欠損金増加額	19,195,903	12,269,039
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	19,195,903	12,269,039
分配金	※1 ー	※1 ー
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△876,615,926	△159,707,777

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第8期 (自 2023年6月24日 至 2024年6月24日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日 2024年6月23日が休日のため、当計算期間末日を2024年6月24日としております。このため、当計算期間は367日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第7期 (2023年6月23日現在)	第8期 (2024年6月24日現在)
1. ※1 期首元本額	10,342,716,921円	10,383,310,973円
期中追加設定元本額	241,978,193円	136,052,573円
期中一部解約元本額	201,384,141円	8,136,327,773円
2. 計算期間末日における受益権の総数	10,383,310,973口	2,383,035,773口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は876,615,926円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は159,707,777円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第7期 (自 2022年6月24日 至 2023年6月23日)	第8期 (自 2023年6月24日 至 2024年6月24日)
1. ※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(230,547,730円)及び分配準備積立金(665,749,635円)より分配対象額は896,297,365円(1口当たり0.086321円)であります。分配は行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(56,373,483円)及び分配準備積立金(149,327,568円)より分配対象額は205,701,051円(1口当たり0.086319円)であります。分配は行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	第7期 (自 2022年6月24日 至 2023年6月23日)	第8期 (自 2023年6月24日 至 2024年6月24日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第7期 (2023年6月23日現在)	第8期 (2024年6月24日現在)
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	金融商品は全て時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第7期 (2023年6月23日現在)	第8期 (2024年6月24日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△73, 515, 674	52, 886, 218
合計	△73, 515, 674	52, 886, 218

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第7期 (2023年6月23日現在)	第8期 (2024年6月24日現在)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期 (自 2022年6月24日 至 2023年6月23日)	第8期 (自 2023年6月24日 至 2024年6月24日)
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	第7期 (2023年6月23日現在)	第8期 (2024年6月24日現在)
1口当たり純資産額	0. 9156円	0. 9330円
(1万口当たり純資産額)	(9, 156円)	(9, 330円)

(4) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

イ. 株式

該当事項はありません。

ロ. 株式以外の有価証券

種類	銘柄名	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	国内REITファンド（適格機関投資家専用）	78,800,198	98,137,766	
	国内株式ファンド（適格機関投資家専用）	105,245,193	273,553,305	
	新興国株式ファンド（適格機関投資家専用）	28,481,447	67,167,796	
	新興国債券（為替ヘッジあり）ファンド（適格機関投資家専用）	329,908,613	267,687,848	
	先進国REITファンド（適格機関投資家専用）	24,326,069	45,348,657	
	先進国株式ファンド（適格機関投資家専用）	72,721,264	283,045,703	
	先進国債券（為替ヘッジあり）ファンド（適格機関投資家専用）	1,420,436,834	1,167,172,946	
投資信託受益証券 合計			2,202,114,021	
合計			2,202,114,021	

投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【YMアセット・バランスファンド（成長タイプ）】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（2023年6月24日から2024年6月24日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年8月30日

ワイエムアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

阿部 興直

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているYMアセット・バランスファンド（成長タイプ）の2023年6月24日から2024年6月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、YMアセット・バランスファンド（成長タイプ）の2024年6月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ワイエムアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ワイエムアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

YMアセット・バランスファンド（成長タイプ）

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第7期 (2023年6月23日現在)	第8期 (2024年6月24日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	48,626,844	185,734,021
投資信託受益証券	3,298,343,131	14,233,859,833
未収入金	20,000,000	—
流動資産合計	3,366,969,975	14,419,593,854
資産合計	3,366,969,975	14,419,593,854
負債の部		
流動負債		
未払解約金	15,852,268	—
未払受託者報酬	441,621	1,223,849
未払委託者報酬	19,433,171	53,851,559
その他未払費用	396,000	396,000
流動負債合計	36,123,060	55,471,408
負債合計	36,123,060	55,471,408
純資産の部		
元本等		
元本	※ 1 2,816,662,215	※ 1 11,438,268,451
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	514,184,700	2,925,853,995
（分配準備積立金）	400,315,221	470,927,806
元本等合計	3,330,846,915	14,364,122,446
純資産合計	3,330,846,915	14,364,122,446
負債純資産合計	3,366,969,975	14,419,593,854

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期 (自 2022年6月24日 至 2023年6月23日)	第8期 (自 2023年6月24日 至 2024年6月24日)
営業収益		
受取利息	—	41,545
有価証券売買等損益	108,701,803	428,516,702
営業収益合計	108,701,803	428,558,247
営業費用		
支払利息	20,565	50,455
受託者報酬	882,945	1,675,356
委託者報酬	38,853,502	73,719,890
その他費用	792,000	792,007
営業費用合計	40,549,012	76,237,708
営業利益又は営業損失 (△)	68,152,791	352,320,539
経常利益又は経常損失 (△)	68,152,791	352,320,539
当期純利益又は当期純損失 (△)	68,152,791	352,320,539
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	880,336	9,197,592
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	432,433,936	514,184,700
剰余金増加額又は欠損金減少額	58,601,105	2,209,692,584
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	58,601,105	2,209,692,584
剰余金減少額又は欠損金増加額	44,122,796	141,146,236
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	44,122,796	141,146,236
分配金	※1 —	※1 —
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	514,184,700	2,925,853,995

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第8期 (自 2023年6月24日 至 2024年6月24日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日 2024年6月23日が休日のため、当計算期間末日を2024年6月24日としております。このため、当計算期間は367日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第7期 (2023年6月23日現在)	第8期 (2024年6月24日現在)
1. ※1 期首元本額	2,718,845,650円	2,816,662,215円
期中追加設定元本額	375,087,965円	9,362,728,878円
期中一部解約元本額	277,271,400円	741,122,642円
2. 計算期間末日における受益権の総数	2,816,662,215口	11,438,268,451口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第7期 (自 2022年6月24日 至 2023年6月23日)	第8期 (自 2023年6月24日 至 2024年6月24日)
1. ※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(351,613,934円)及び分配準備積立金(400,315,221円)より分配対象額は751,929,155円(1口当たり0.266958円)であります。分配は行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(156,226,966円)、投資信託約款に規定される収益調整金(2,454,928,864円)及び分配準備積立金(314,700,840円)より分配対象額は2,925,856,670円(1口当たり0.255795円)であります。分配は行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	第7期 (自 2022年6月24日 至 2023年6月23日)	第8期 (自 2023年6月24日 至 2024年6月24日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第7期 (2023年6月23日現在)	第8期 (2024年6月24日現在)
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	金融商品は全て時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第7期 (2023年6月23日現在)	第8期 (2024年6月24日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	90,728,666	388,065,070
合計	90,728,666	388,065,070

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第7期 (2023年6月23日現在)	第8期 (2024年6月24日現在)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期 (自 2022年6月24日 至 2023年6月23日)	第8期 (自 2023年6月24日 至 2024年6月24日)
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	第7期 (2023年6月23日現在)	第8期 (2024年6月24日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1826円 (11,826円)	1.2558円 (12,558円)

(4) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

イ. 株式

該当事項はありません。

ロ. 株式以外の有価証券

種類	銘柄名	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	国内REITファンド（適格機関投資家専用）	758,514,937	944,654,502	
	国内株式ファンド（適格機関投資家専用）	815,455,222	2,119,531,213	
	新興国株式ファンド（適格機関投資家専用）	443,010,219	1,044,750,999	
	新興国債券（為替ヘッジあり）ファンド（適格機関投資家専用）	2,281,530,202	1,851,233,605	
	先進国REITファンド（適格機関投資家専用）	392,923,723	732,488,404	
	先進国株式ファンド（適格機関投資家専用）	581,288,638	2,262,491,636	
	先進国債券（為替ヘッジあり）ファンド（適格機関投資家専用）	6,424,132,256	5,278,709,474	
投資信託受益証券 合計			14,233,859,833	
合計			14,233,859,833	

投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【中間財務諸表】

【YMアセット・バランスファンド（安定タイプ）】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2024年6月25日から2024年12月24日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2025年2月28日

ワイエムアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 阿部 與直

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているYMアセット・バランスファンド（安定タイプ）の2024年6月25日から2024年12月24日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、YMアセット・バランスファンド（安定タイプ）の2024年12月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年6月25日から2024年12月24日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ワイエムアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ワイエムアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

YMアセット・バランスファンド（安定タイプ）

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	前計算期間末 (2024年6月24日現在)	当中間計算期間末 (2024年12月24日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	214,393	421,597
コール・ローン	51,745,107	102,672,520
投資信託受益証券	2,202,114,021	1,935,530,718
未収入金	—	5,000,000
流動資産合計	2,254,073,521	2,043,624,835
資産合計	2,254,073,521	2,043,624,835
負債の部		
流動負債		
未払解約金	—	4,608,549
未払受託者報酬	740,184	292,975
未払委託者報酬	29,609,341	11,720,707
その他未払費用	396,000	396,000
流動負債合計	30,745,525	17,018,231
負債合計	30,745,525	17,018,231
純資産の部		
元本等		
元本	※ 1 2,383,035,773	※ 1 2,173,699,883
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	※ 2 △159,707,777	※ 2 △147,093,279
（分配準備積立金）	149,327,568	133,098,694
元本等合計	2,223,327,996	2,026,606,604
純資産合計	2,223,327,996	2,026,606,604
負債純資産合計	2,254,073,521	2,043,624,835

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 (自 2023年6月24日 至 2023年12月23日)	当中間計算期間 (自 2024年6月25日 至 2024年12月24日)
営業収益		
受取利息	5	40,670
有価証券売買等損益	140,325,201	11,416,697
営業収益合計	140,325,206	11,457,367
営業費用		
支払利息	92,617	—
受託者報酬	1,279,041	292,975
委託者報酬	51,163,739	11,720,707
その他費用	398,150	396,000
営業費用合計	52,933,547	12,409,682
営業利益又は営業損失 (△)	87,391,659	△952,315
経常利益又は経常損失 (△)	87,391,659	△952,315
中間純利益又は中間純損失 (△)	87,391,659	△952,315
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	△4,212,243	544,680
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△876,615,926	△159,707,777
剰余金増加額又は欠損金減少額	18,774,794	17,558,877
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	18,774,794	17,558,877
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,417,122	3,447,384
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,417,122	3,447,384
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	△773,654,352	△147,093,279

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当中間計算期間 (自 2024年6月25日 至 2024年12月24日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	前計算期間末 (2024年6月24日現在)	当中間計算期間末 (2024年12月24日現在)
1. ※1 期首元本額	10,383,310,973円	2,383,035,773円
期中追加設定元本額	136,052,573円	52,712,853円
期中一部解約元本額	8,136,327,773円	262,048,743円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	2,383,035,773口	2,173,699,883口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は159,707,777円であります。	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は147,093,279円であります。

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前中間計算期間 (自 2023年6月24日 至 2023年12月23日)	当中間計算期間 (自 2024年6月25日 至 2024年12月24日)
	該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区 分	前計算期間末 (2024年6月24日現在)	当中間計算期間末 (2024年12月24日現在)
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	金融商品は全て時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前計算期間末 (2024年6月24日現在)	当中間計算期間末 (2024年12月24日現在)
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	前計算期間末 (2024年6月24日現在)	当中間計算期間末 (2024年12月24日現在)
1口当たり純資産額	0.9330円	0.9323円
(1万口当たり純資産額)	(9,330円)	(9,323円)

【YMアセット・バランスファンド（成長タイプ）】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2024年6月25日から2024年12月24日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2025年2月28日

ワイエムアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 阿部 典直

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているYMアセット・バランスファンド（成長タイプ）の2024年6月25日から2024年12月24日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、YMアセット・バランスファンド（成長タイプ）の2024年12月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年6月25日から2024年12月24日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ワイエムアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ワイエムアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

YMアセット・バランスファンド（成長タイプ）

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	前計算期間末 (2024年6月24日現在)	当中間計算期間末 (2024年12月24日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	185,734,021	689,798,704
投資信託受益証券	14,233,859,833	13,515,215,605
未収入金	—	6,000,000
流動資産合計	14,419,593,854	14,211,014,309
資産合計	14,419,593,854	14,211,014,309
負債の部		
流動負債		
未払解約金	—	3,524,953
未払受託者報酬	1,223,849	1,966,034
未払委託者報酬	53,851,559	86,507,346
その他未払費用	396,000	589,729
流動負債合計	55,471,408	92,588,062
負債合計	55,471,408	92,588,062
純資産の部		
元本等		
元本	※1 11,438,268,451	※1 11,242,016,720
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	2,925,853,995	2,876,409,527
（分配準備積立金）	470,927,806	458,564,103
元本等合計	14,364,122,446	14,118,426,247
純資産合計	14,364,122,446	14,118,426,247
負債純資産合計	14,419,593,854	14,211,014,309

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 (自 2023年6月24日 至 2023年12月23日)	当中間計算期間 (自 2024年6月25日 至 2024年12月24日)
営業収益		
受取利息	—	238,905
有価証券売買等損益	72,295,842	90,355,772
営業収益合計	72,295,842	90,594,677
営業費用		
支払利息	33,057	—
受託者報酬	446,809	1,966,034
委託者報酬	19,661,579	86,507,346
その他費用	396,711	589,729
営業費用合計	20,538,156	89,063,109
営業利益又は営業損失 (△)	51,757,686	1,531,568
経常利益又は経常損失 (△)	51,757,686	1,531,568
中間純利益又は中間純損失 (△)	51,757,686	1,531,568
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	△957,185	735,929
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	514,184,700	2,925,853,995
剰余金増加額又は欠損金減少額	26,102,248	26,997,955
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	26,102,248	26,997,955
剰余金減少額又は欠損金増加額	67,695,408	77,238,062
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	67,695,408	77,238,062
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	525,306,411	2,876,409,527

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当中間計算期間 (自 2024年6月25日 至 2024年12月24日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	前計算期間末 (2024年6月24日現在)	当中間計算期間末 (2024年12月24日現在)
1. ※1 期首元本額	2,816,662,215円	11,438,268,451円
期中追加設定元本額	9,362,728,878円	105,713,806円
期中一部解約元本額	741,122,642円	301,965,537円
2. 受益権の総数	11,438,268,451口	11,242,016,720口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前中間計算期間 (自 2023年6月24日 至 2023年12月23日)	当中間計算期間 (自 2024年6月25日 至 2024年12月24日)
	該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区 分	前計算期間末 (2024年6月24日現在)	当中間計算期間末 (2024年12月24日現在)
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	金融商品は全て時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前計算期間末 (2024年6月24日現在)	当中間計算期間末 (2024年12月24日現在)
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	前計算期間末 (2024年6月24日現在)	当中間計算期間末 (2024年12月24日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1. 2558円 (12, 558円)	1. 2559円 (12, 559円)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

YMアセット・バランスファンド（安定タイプ）

（2024年12月末日現在）

I 資産総額	2,036,019,817円
II 負債総額	378,815円
III 純資産総額（I－II）	2,035,641,002円
IV 発行済数量	2,171,650,145口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	0.9374円

YMアセット・バランスファンド（成長タイプ）

（2024年12月末日現在）

I 資産総額	14,256,115,316円
II 負債総額	2,902,397円
III 純資産総額（I－II）	14,253,212,919円
IV 発行済数量	11,238,605,883口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.2682円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典
ありません。

(3) 譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

2024年12月末日現在

資本金の額 2億円

発行可能株式総数 12,000株

発行済株式総数 7,000株

過去5年間に於ける資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. ファンド設定会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書をファンド設定会議において審議します。

ロ. 運用会議

運用部長が議長となり、運用部門の役職員で構成する運用会議を原則として月1回開催し、運用戦略の方針および運用審査会議にて指示を受けた改善策の策定について協議し決定します。

ハ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された運用戦略の方針等にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ニ. 運用審査会議

運用部長が議長となり、取締役および各部長で構成する運用審査会議を原則として月1回開催し、ファンドの運用実績、運用パフォーマンスの分析・評価および運用会議で決定した運用戦略・対応策の効果検証等について報告を受けたうえで、必要に応じて改善対応の要否について審議し、改善策の検討を指示します。

ホ. リスクマネジメント会議

コンプライアンス部長が議長となり、取締役および各部長で構成するリスクマネジメント会議を原則として月1回開催し、ファンドの運用リスク管理状況およびコンプライアンス遵守状況等について報告を受け、重要事項について審議することにより、運用行動等に対する牽制を図るとともに業務の適切性を確保します。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。

2024年12月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	6	43,608,404,944
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	6	43,608,404,944

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
- (2) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期事業年度に係る中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024 年 6 月 21 日

ワイエムアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 阿部 興直

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているワイエムアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワイエムアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場か

ら財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
預金	201,100	197,565
前払費用	1,540	2,017
未収委託者報酬	68,021	73,935
未収収益	0	0
流動資産合計	270,662	273,518
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	0	0
工具器具備品	0	0
有形固定資産合計	※1 0	※1 0
投資その他の資産		
敷金	7,490	7,490
投資その他の資産合計	7,490	7,490
固定資産合計	7,490	7,490
資産の部合計	278,153	281,008

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	641	721
未払金	32,242	35,397
未払代行手数料	31,308	34,689
その他未払金	934	707
未払費用	7,842	10,893
未払法人税等	4,807	1,625
未払消費税等	2,393	1,855
流動負債合計	47,928	50,492
負債の部合計	47,928	50,492
純資産の部		
株主資本		
資本金	200,000	200,000
資本剰余金		
資本準備金	150,000	150,000
資本剰余金合計	150,000	150,000
利益剰余金		
その他利益剰余金	△119,774	△119,483
繰越利益剰余金	△119,774	△119,483
利益剰余金合計	△119,774	△119,483
株主資本合計	230,225	230,516
純資産の部合計	230,225	230,516
負債及び純資産の部合計	278,153	281,008

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		294,228		298,778
営業収益計		294,228		298,778
営業費用				
代行手数料		142,559		145,393
外注費		9,225		10,876
通信費		36,753		37,035
印刷費		9,812		11,264
広告宣伝費		2,116		1,690
諸会費		847		847
営業費用計		201,315		207,108
一般管理費				
役員報酬	※1	9,384	※1	17,429
給料手当	※1	29,458	※1	61,297
支払手数料		4,544		5,490
地代家賃		7,886		7,886
租税公課		3,193		2,676
諸経費		4,153		5,481
一般管理費計		58,619		100,262
営業利益又は営業損失(△)		34,292		△8,592
営業外収益				
受取利息		1		2
雑収入		0		0
営業外収益計		2		2
経常利益又は経常損失(△)		34,294		△8,589
税引前当期純利益		34,294		△8,589
又は税引前当期純損失(△)				
法人税、住民税及び事業税		5,727		△2,398
法人税等還付税額		—		△6,482
法人税等合計		5,727		△8,880
当期純利益		28,567		291

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	200,000	150,000	150,000	△148,341	△148,341	201,658	201,658
当期変動額							
当期純利益	—	—	—	28,567	28,567	28,567	28,567
当期変動額合計	—	—	—	28,567	28,567	28,567	28,567
当期末残高	200,000	150,000	150,000	△119,774	△119,774	230,225	230,225

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	200,000	150,000	150,000	△119,774	△119,774	230,225	230,225
当期変動額							
当期純利益	—	—	—	291	291	291	291
当期変動額合計	—	—	—	291	291	291	291
当期末残高	200,000	150,000	150,000	△119,483	△119,483	230,516	230,516

注記事項

(重要な会計方針)

固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物附属設備について、定額法を採用しており、耐用年数は10年です。

(表示方法の変更)

損益計算書

前事業年度において、「一般管理費」の「給料手当」に含めて表示しておりました「役員報酬」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。この結果、前事業年度の損益計算書において、「一般管理費」の「給料手当」に表示していた38,842千円は、「役員報酬」9,384千円、「給料手当」29,458千円に組替えております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む）（単位：千円）

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
建物附属設備	5,439	5,439
工具器具備品	997	997

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引（単位：千円）

	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
出向者人件費親会社負担額	38,842	5,317
出向者人件費当社負担額	38,842	78,727

なお、出向者人件費親会社負担額については、親会社が負担しているものであり、当社損益計算書には計上されておられません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数	摘要
普通株式	7,000株	—	—	7,000株	

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数	摘要
普通株式	7,000株	—	—	7,000株	

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金に限定しており、また資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、流動性リスクは僅少であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

「預金」、「未収委託者報酬」、「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注1)	39,366	32,030
減価償却超過額	934	759
一括償却資産の損金不算入額	80	67
賞与引当金	866	1,726
繰延税金資産小計	41,248	34,583
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注1)	△39,366	△32,030
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,882	△2,553
評価性引当額小計	△41,248	△34,583
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金資産の純額	—	—

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2023年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	15,586	6,303	—	17,475	39,366
評価性引当額	—	—	△15,586	△6,303	—	△17,475	△39,366
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2024年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	6,363	6,303	—	2,062	17,301	32,030
評価性引当額	—	△6,363	△6,303	—	△2,062	△17,301	△32,030
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024年 3 月 31 日)
法定実効税率	30.46%	—
(調整)		
繰越欠損金控除	△14.41%	—
住民税均等割	1.71%	—
評価性引当額の増減	△1.06%	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.70%	—

当事業年度は、税引前当期純損失を計上したため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。
2. 関連情報
 - (1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が90%を超えるため、記載を省略しております。
 - (2) 地域ごとの情報
 - ① 営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
 - ② 有形固定資産

有形固定資産の全てが本邦に所在しているため、記載を省略しております。
 - (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため、記載を省略しております。
3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。
4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。
5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。
2. 関連情報
 - (1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が90%を超えるため、記載を省略しております。
 - (2) 地域ごとの情報
 - ① 営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
 - ② 有形固定資産

有形固定資産の全てが本邦に所在しているため、記載を省略しております。
 - (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため、記載を省略しております。
3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。
5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱ 山 口 フィナン シャルグ ループ	下関市 竹崎町	50,000	持株会社	(被所有) 直接90.0	出向者の 受入	出向者人件費 (注1)	77,684	未払費用	2,848

条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 出向契約に基づき、出向者人件費については、親会社及び当社が各50%負担しています。

(注2) 上記取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱ 山 口 フィナン シャルグ ループ	下関市 竹崎町	50,000	持株会社	(被所有) 直接90.0	出向者の 受入	出向者人件費 (注1)	84,044	未払費用	5,770

条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 出向契約に基づき、出向者人件費のうち役員報酬4月～6月分及び6月賞与については、親会社及び当社が各50%負担しています。その他の出向者人件費については、当社が100%負担しております。

(注2) 上記取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及びその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社 を持つ会社	㈱ 山 口 銀 行	下関市 竹崎町	10,005	銀行業	—	投信の販 売委託	投信代行手 数料(注1)	46,014	未払代行 手数料	11,889
							預金(注2)	(平均残高) 191,762	預金	200,467
同一の親会社 を持つ会社	㈱ も み じ 銀行	広島市 中区	10,000	銀行業	—	投信の販 売委託	投信代行手 数料(注1)	26,417	未払代行 手数料	6,173
同一の親会社 を持つ会社	ワイ エ ム 証券㈱	下関市 豊前田	1,270	金融商品 取引業	—	投信の販 売委託	投信代行手 数料(注1)	64,361	未払代行 手数料	11,715
同一の親会社 を持つ会社	三友㈱	下関市 竹崎町	50	不動産業	—	事 務 所 の 賃 借	賃借料の支 払(注1)	7,490	敷金	7,490

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 一般的な取引と同様な条件で行っております。

(注3) 上記取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事 者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社 を持つ会社	㈱山口銀行	下関市 竹崎町	10,005	銀行業	—	投信の販 売委託	投信代行手 数料(注1)	48,191	未払代 行手数料	12,642
							預金(注2)	(平均残高) 211,598	預金	197,186
同一の親会社 を持つ会社	㈱もみじ銀行	広島市 中区	10,000	銀行業	—	投信の販 売委託	投信代行手 数料(注1)	27,112	未払代 行手数料	6,914
同一の親会社 を持つ会社	ワイエム 証券㈱	下関市 竹崎町	1,270	金融商品 取引業	—	投信の販 売委託	投信代行手 数料(注1)	63,510	未払代 行手数料	13,426
同一の親会社 を持つ会社	三友㈱	下関市 竹崎町	50	不動産業	—	事務所の 賃借	賃借料の支 払(注1)	7,490	敷金	7,490

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 一般的な取引と同様な条件で行っております。

(注3) 上記取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

(株)山口フィナンシャルグループ（東証プライム市場に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	32,889.30円	32,930.89円
1株当たり当期純利益金額	4,081.01円	41.59円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
当期純利益 (千円)	28,567	291
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	28,567	291
普通株式の期中平均株式数 (株)	7,000	7,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024 年 12 月 13 日

ワイエムアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

阿部 與直

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているワイエムアセットマネジメント株式会社の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの第 10 期事業年度の中間会計期間（2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ワイエムアセットマネジメント株式会社の 2024 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得

て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

中間財務諸表
(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

	当中間会計期間 (2024年9月30日)
資産の部	
流動資産	
預金	201,084
前払費用	1,933
未収委託者報酬	101,357
未収収益	19
流動資産合計	304,394
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備	0
工具器具備品	0
有形固定資産合計	※1 0
無形固定資産	
無形固定資産合計	-
投資その他の資産	
敷金	7,490
投資その他の資産合計	7,490
固定資産合計	7,490
資産の部合計	311,885

(単位：千円)

当中間会計期間
(2024年9月30日)

負債の部

流動負債

預り金	911
未払金	47,212
未払代行手数料	45,961
その他未払金	1,251
未払費用	10,859
未払法人税等	4,723
未払消費税等	4,340

流動負債合計	68,047
--------	--------

負債の部合計	68,047
--------	--------

純資産の部

株主資本

資本金	200,000
資本剰余金	
資本準備金	150,000
資本剰余金合計	150,000

利益剰余金

その他利益剰余金	△106,162
繰越利益剰余金	△106,162
利益剰余金合計	△106,162

株主資本合計	243,837
--------	---------

純資産の部合計	243,837
---------	---------

負債及び純資産の部合計	311,885
-------------	---------

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	194,271
営業収益計	194,271
営業費用	
代行手数料	91,864
外注費	5,587
通信費	17,687
印刷費	6,587
広告宣伝費	1,119
諸会費	443
営業費用計	123,290
一般管理費	
役員報酬	10,838
給料手当	30,724
支払手数料	4,020
地代家賃	3,943
租税公課	1,733
諸経費	3,265
一般管理費計	54,525
営業利益	16,454
営業外収益	
受取利息	35
雑収入	0
営業外収益計	36
経常利益	16,490
税引前中間純利益	16,490
法人税、住民税及び事業税	3,169
中間純利益	13,321

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金		
				繰越利益 剰余金	合計		
当期首残高	200,000	150,000	150,000	△119,483	△119,483	230,516	230,516
当中間期変動額							
中間純利益	—	—	—	13,321	13,321	13,321	13,321
当中間期変動額合計	—	—	—	13,321	13,321	13,321	13,321
当中間期末残高	200,000	150,000	150,000	△106,162	△106,162	243,837	243,837

注記事項

（重要な会計方針）

固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物付属設備について、定額法を採用しており、耐用年数は10年です。

（中間貸借対照表関係）

※1 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む）

（単位：千円）

当中間会計期間 (2024年9月30日)	
建物附属設備	5,439
工具器具備品	997

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期 首株式数	当中間会計期 間増加株式数	当中間会計期 間減少株式数	当中間会計期 間末株式数	摘要
普通株式	7,000株	—	—	7,000株	

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

「預金」、「未収委託者報酬」、「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

有形固定資産の全てが本邦に所在しているため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり純資産額	34,833.99円
1株当たり中間純利益金額	1,903.09円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益額については、潜在株式が存在しないため記載して
おりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
中間純利益（千円）	13,321
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益（千円）	13,321
普通株式の期中平均株式数（株）	7,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a. 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

(YMアセット・バランスファンド（安定タイプ）)

約 款

ワイエムアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

別に定める投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として、内外の債券、株式および不動産投資信託証券を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資し、信託財産の安定的な成長を重視した運用を行ないます。
- ② 各資産クラスの配分比率、投資信託証券の選定にあたっては、リスク分散を重視してこれを行います。
- ③ 投資信託証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資制限
株式への直接投資は、行ないません。
- ② 投資信託証券への投資制限
投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への投資制限
外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

3. 収益分配方針

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
(YMアセット・バランスファンド (安定タイプ))
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1条 この信託は、証券投資信託であり、ワイエムアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第22条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第 2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3条 委託者は、受託者と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による信託終了または信託契約解除の日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④ 第20条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらか

じめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、次の各号に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。
 - 1. 別に定める取引所または銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日
 - 2. 第38条第2項第2号に定める日（この信託の運営および受益者に与える影響が軽微であるとして委託者が定める日に限り除きます。）
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、指定販売会社は、取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（振替受益権を含みます。）ならびに投資法人および外国投資法人の投資証券（振替投資口を含みます。）をいいます。以下同じ。）、ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第25条から第27条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第25条から第27条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第19条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第20条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第21条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（信託業務の委託等）

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第26条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎年6月24日から翌年6月23日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(信託財産に関する報告等)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告

は行なわないこととします。

- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年10,000分の102.5以内の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第34条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第35条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第36条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第37条 受益者が、収益分配金については第35条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第35条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、次の各号に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

1. 別に定める取引所または銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日

2. 前号のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託者が定める日

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。

⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第39条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第40条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受

益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第46条 この信託は、受益者が第38条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第47条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.ymam.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第35条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

平成28年10月31日

山口県下関市竹崎町4丁目2番36号
委託者 ワイエムアセットマネジメント株式会社
代表取締役社長 廣中 享二

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社
取締役社長 池谷 幹男

I 別に定める取引所または銀行

約款第12条および第38条の「別に定める取引所または銀行」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所
ロンドン証券取引所
ニューヨークの銀行
ロンドンの銀行

II 別に定める投資信託証券

約款第16条および「運用の基本方針」の「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託証券をいいます。

追加型証券投資信託（国内株式ファンド（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（先進国株式ファンド（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（新興国株式ファンド（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（国内REITファンド（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（先進国REITファンド（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（先進国債券（為替ヘッジあり）ファンド（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（新興国債券（為替ヘッジあり）ファンド（適格機関投資家専用））

追加型証券投資信託

(YMアセット・バランスファンド（成長タイプ）)

約 款

ワイエムアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

別に定める投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として、内外の債券、株式および不動産投資信託証券を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資し、信託財産の中長期的な成長を重視した運用を行ないます。
- ② 各資産クラスの配分比率、投資信託証券の選定にあたっては、リスク分散を重視してこれを行います。
- ③ 投資信託証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資制限
株式への直接投資は、行ないません。
- ② 投資信託証券への投資制限
投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への投資制限
外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

3. 収益分配方針

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
(YMアセット・バランスファンド(成長タイプ))
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1条 この信託は、証券投資信託であり、ワイエムアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第22条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第 2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3条 委託者は、受託者と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による信託終了または信託契約解除の日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

③ 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④ 第20条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらか

じめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、次の各号に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。
 - 1. 別に定める取引所または銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日
 - 2. 第38条第2項第2号に定める日（この信託の運営および受益者に与える影響が軽微であるとして委託者が定める日に限り除きます。）
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」といことがあります。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、指定販売会社は、取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（振替受益権を含みます。）ならびに投資法人および外国投資法人の投資証券（振替投資口を含みます。）をいいます。以下同じ。）、ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第25条から第27条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第25条から第27条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第19条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第20条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第21条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（信託業務の委託等）

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第26条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎年6月24日から翌年6月23日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(信託財産に関する報告等)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告

は行なわないこととします。

- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとし、

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年10,000分の112.5以内の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第34条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第35条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとし、当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第36条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第37条 受益者が、収益分配金については第35条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第35条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、次の各号に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

1. 別に定める取引所または銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日

2. 前号のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託者が定める日

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。

⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第39条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第40条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受

益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第46条 この信託は、受益者が第38条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第47条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.ymam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第35条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

平成28年10月31日

山口県下関市竹崎町4丁目2番36号
委託者 ワイエムアセットマネジメント株式会社
代表取締役社長 廣中 享二

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社
取締役社長 池谷 幹男

I 別に定める取引所または銀行

約款第12条および第38条の「別に定める取引所または銀行」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所
ロンドン証券取引所
ニューヨークの銀行
ロンドンの銀行

II 別に定める投資信託証券

約款第16条および「運用の基本方針」の「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託証券をいいます。

追加型証券投資信託（国内株式ファンド（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（先進国株式ファンド（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（新興国株式ファンド（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（国内REITファンド（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（先進国REITファンド（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（先進国債券（為替ヘッジあり）ファンド（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（新興国債券（為替ヘッジあり）ファンド（適格機関投資家専用））